

総合相談窓口の設置について

1 目 的

現在、本市では、被災された方々の一日も早い生活再建に向け、様々な支援に取り組んでいる。

その中で、多くの被災者の皆様から、「どこに相談したらいいかわからない」「支援制度が多く、自分が利用できる制度がわからない」「相談を一か所で済ませたい」といった声が寄せられている。

そこで、被災者の早期の生活再建を支援するため、被災者一人ひとりの状況に寄り添いながら、生活再建に必要な相談をワンストップで受け付ける「総合相談窓口」を開設する。

2 設置概要

(1) 開設日

令和8年（2026年）8月21日（金）

(2) 設置場所・開設時間

城南まちづくりセンター2階

午前9時～午後5時 月曜～金曜（土・日、祝日除く）

※ ただし、8月22日（土）・23日（日）は開設

(3) 相談メニュー

① 見舞金、貸付金に関する相談受付【健康福祉局】

被災者の生活再建を支える各種給付及び貸付制度の案内・申請受付。

・災害弔慰金、災害見舞金の支給

死亡された方の遺族若しくは、身体又は住家に一定以上の被害を受けた方に支給

・災害援護資金の貸付

世帯主に負傷又は住居・家財に損害があった世帯のうち、所定の要件を満たす世帯の世帯主に対し貸付。

② 家屋解体相談・受付、災害廃棄物処理に関する相談【環境局】

- ・個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等で、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって、解体・撤去を行う。

- ・災害廃棄物に関する各種相談の受付を行う。

③ 被災住居の応急修理相談・受付【都市建設局】

被災した住宅について、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで引き続き住めるよう応急修理を行う。

④ 応急住宅（プレハブ仮設住宅・みなし仮設住宅）の相談・受付【都市建設局】

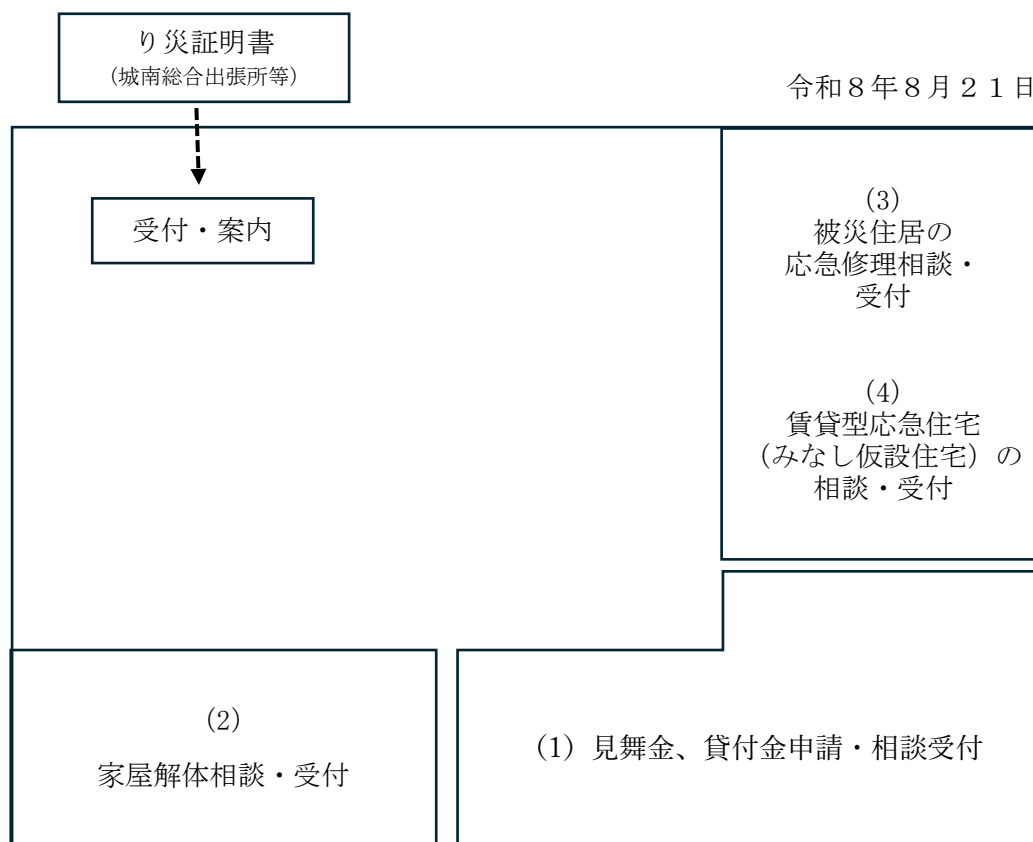
住宅に引き続き住むことができなくなった方に対し、建設型応急住宅、民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅を提供。

※ (1) ～ (4) の相談窓口は、生活資金の確保や公費解体、住まいの再建など、被災者の生活再建の根幹に関わる支援を担うものであり、特に相談需要が高いことが見込まれる。このため、総合相談窓口の設置にあたっては、被災者の生活再建を迅速かつ効果的に支援する観点から、これら4つの窓口を優先的に設置するもの。

(4) レイアウト（案）

図1のとおり

図1 城南まちづくりセンター2階 総合相談窓口レイアウト（案）



城南まちづくりセンター 2階平面図

